

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	大崎町

大崎町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 : 農林振興課

所 在 地 : 曾於郡大崎町假宿 1029 番地

電 話 番 号 : 099-476-1111

F A X 番 号 : 099476-1662

メールアドレス : rinmusuisan@town.kagoshima-osaki.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ, サル, タヌキ, カラス, スズメ, ヒヨドリ, カモ, アナグマ, シカ, ドバト
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	鹿児島県曾於郡大崎町

※カモは、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒヨドリガモ、オカガモ、ハシビロガモ、ホシヅロ、キンクワガモ、スズガモ及びビクガモとする。

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。
2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	742千円 0.56ha
	いも類 (原料用サツマイモ)	218千円 0.28ha
	計	959千円 0.84ha
カラス	野菜 (キャベツ(冬))	224千円 0.10ha
ヒヨドリ	野菜 (キャベツ(冬))	816千円 0.37ha
合計		1,999千円 1.3ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

- (注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。) 等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>① イノシシ</p> <p>飼料作物収穫期や水稲成育期、甘藷の根付や収穫期など、年間を通して発生しており、集落ぐるみの鳥獣害研修を行い被害の減少を図っているところであるが、出没情報域は拡大傾向にある。</p> <p>② サル</p> <p>被害報告としてはあげられていないが、家庭菜園における被害や目撃情報が発生。地元猟友会による管理活動と広報誌等による有害鳥獣対策講座での啓発活動により被害は減少傾向にある。</p> <p>③ タヌキ</p> <p>被害報告としてはあげられていないが、年間を通し、主に牛舎や家庭菜園に被害が発生。目撃情報は年々増加しており、被害区域は町内全域に及んでいる。</p> <p>また、ため糞による環境被害も多数報告されている。</p>

- ④ カラス
被害は年間を通し、牛舎や農作物等で発生。広報誌等による有害鳥獣対策講座での啓発活動により被害報告は減少傾向にあったが、令和4年度より個体数の増加や、特定の範囲において住み着くような環境が生まれたため被害報告があがった。
- ⑤ スズメ
被害報告はないが、水稲への被害が懸念される。
- ⑥ ヒヨドリ
被害は渡来が多い年に大きく、傾向としては年によって増減が激しい。町全域において、年明けから春に群れでキャベツをつつき食い荒らす被害が報告されている。
- ⑦ カモ
地元猟友会から目撃情報が報告され、3月～4月の早期水稲の植え付け時期での被害が懸念される。
- ⑧ アナグマ
被害報告としてはあげられていないが、年間を通し主にいも畑や粗飼料畑、家庭菜園において目撃されており、サツマイモの収穫期に被害の発生が確認された。
目撃情報は増加傾向にあり、被害区域は町内全域に及んでいる。
- ⑨ シカ
被害報告はないが、主に野方地区で生息が確認されており農林作物への被害が懸念される。
- ⑩ ドバト
町内全域に生息しており、フンによる生活環境被害が報告されている。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
イノシシ	959千円 0.84ha	671千円 0.59ha
カラス	224千円 0.10ha	157千円 0.07ha
ヒヨドリ	816千円 0.37ha	571千円 0.26ha
合計	1,999千円 1.3ha	1,399千円 0.92ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>本町では、北部の野方猟友会と南部の大崎町猟友会に捕獲を依頼し、実績に応じて補助金を交付している。</p> <p>【国庫事業(推進)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家の自己防衛手段としての捕獲と有害鳥獣捕獲従事者の育成のために狩猟免許取得講習会費の助成。 <p>R2年度 5人 R3年度 2人 R4年度 2人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箱わな等の導入 <p>R3年度 箱わな(小) 5基 R4年度 電気止め刺し 1台</p>	<p>サルに関しては適正に管理されつつあるが、イノシシ、タヌキ、アナグマは増加傾向にある。</p> <p>タヌキ、イノシシの住宅地への出没が増加し、生活環境への影響がでている。</p> <p>今後、有害鳥獣捕獲従事者の減少が予想されることから、捕獲従事者の確保・育成が課題となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>侵入防止柵については、町単独事業で電気柵設置を推進し一部助成している。</p> <p>【町単独事業】</p> <p>電気柵の整備</p> <p>R2年度 300m×2段 R3年度 300m×2段 R4年度 300m×2段</p> <p>【国庫事業(整備)】</p> <p>イノシシの被害対策として、令</p>	<p>研修会、広報誌を通して地域ぐるみや自己防衛での獣害対策を推奨してきたことで電気柵等での防衛意識が高まりつつある。また、防護柵等の整備事業に関する事業内容の理解等、同集落内であっても獣害対策の意識に温度差があるため、今後も集落単位での獣害対策を勧めていく必要がある</p>

	和5年度整備事業において立小野地区にワイヤーメッシュ柵(4,500m)の設置を行っている。	
生息環境管理その他の取組	自己防衛での獣害対策の知識習得と集落単位での獣害対策意識を高めるため、鳥獣被害対策アドバイザーによる集落ぐるみの鳥獣害対策研修を実施。	集落ごとの獣害対策に対する認識・知識に関して防衛意識が高まりつつあるが、依然、残さ等鳥獣動物の棲みつきやすい環境があるため、鳥獣の習性や環境に関する知識の普及が必要である。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>今後の取組計画</p> <p>① 集落ぐるみの鳥獣害対策を促進する。</p> <p>② 地域住民に対する鳥獣被害対策の情報誌を活用し、意識改革を図る。</p> <p>③ 電気柵の設置に伴う一部助成制度として、町単独の補助金を交付する。</p> <p>④ 農家の自己防衛手段としての一般捕獲と合わせて有害鳥獣捕獲従事者の育成のために狩猟免許の取得を支援する。</p> <p>⑤ 捕獲罟等設備の拡充を図る。</p> <p>⑥ 大崎町鳥獣被害防止・捕獲対策協議会関係団体による捕獲活動。</p>

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>捕獲依頼申請があった場合、申請(被害)区域に応じ、町から野方猟友会・大崎町猟友会に捕獲の指示を行っている。</p> <p>野方猟友会の捕獲隊員数は20人、大崎町猟友会の捕獲隊員数は22人であり、両猟友会ともに捕獲班は形成せず、随時対応している。</p> <p>大崎町鳥獣被害対策実施隊の活動として町内国有林での大隅森林管理署による</p>
--

捕獲活動を補助。

シカ及びイノシシについて、ワナ及びライフル銃以外の銃での捕獲を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合はライフル銃での捕獲を行う。

サルについて、ライフル銃以外の銃での捕獲を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合はライフル銃での捕獲を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ, サル, タヌキ, カラス, スズメ, ヒヨドリ, カモ, アナグマ, シカ, ドバト	<ul style="list-style-type: none">・ 猟友会に捕獲を依頼し、実績に応じて補助金を交付する。・ 農家の自己防衛手段としての一般捕獲と合わせて有害鳥獣捕獲従事者の育成のために、狩猟免許の取得を支援する。
令和7年度	イノシシ, サル, タヌキ, カラス, スズメ, ヒヨドリ, カモ, アナグマ, シカ, ドバト	<ul style="list-style-type: none">・ 猟友会に捕獲を依頼し、実績に応じて補助金を交付する。・ 農家の自己防衛手段としての一般捕獲と合わせて有害鳥獣捕獲従事者の育成のために、狩猟免許の取得を支援する。
令和8年度	イノシシ, サル, タヌキ, カラス, スズメ, ヒヨドリ, カモ, アナグマ, シカ, ドバト	<ul style="list-style-type: none">・ 猟友会に捕獲を依頼し、実績に応じて補助金を交付する。・ 農家の自己防衛手段としての一般捕獲と合わせて有害鳥獣捕獲従事者の育成のために、狩猟免許の取得を支援する。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

① イノシシ

被害域は拡大傾向にあり，捕獲実績は令和2年度157頭，令和3年度168頭，令和4年度174頭となっている。

今後も生息数の増加が予想されることから，捕獲計画は300頭とする。

② サル

被害額は減少傾向にあり，捕獲実績は令和2年度1頭，令和3年度0頭，令和4年度0頭となっており，町内の1群や町境に複数の群れがあることが野方猟友会から報告されている。

町内の群れについては概ね管理され，町境を生息域とする町外の群れについても行動を把握していることから，捕獲計画は20頭とする。

③ タヌキ

被害域は拡大傾向にあり，捕獲実績は令和2年度106頭，令和3年度71頭，令和4年度85頭となっている。

今後も生息数の増加が予想され，継続して捕獲に取り組む必要があることから，捕獲計画は300頭とする。

④ カラス

捕獲実績は令和2年度1羽，令和3年度0羽，令和4年度は0羽となっている。

カラスの相談案件が減少傾向にあるが，現在も多く生息していることから今後も継続して捕獲に取り組むこととし，捕獲計画は300羽とする。

⑤ スズメ

収穫前の水稲への被害を受け，稲の出穂から収穫期にかけて集中して捕獲活動を行ってきたが，捕獲報告はない。

今後も継続して捕獲に取り組むこととし，捕獲計画は100羽とする。

⑥ ヒヨドリ

被害額は年による増減が激しく，飛来が多い年は被害が大きくなっている。

捕獲報告はないが，今後も異常発生する可能性があることから，捕獲計画は300羽とする。

⑦ カモ

被害は水稲の作付け後に発生するため，水稲の作付け前後に集中して捕獲活動を行ってきたが，令和元年度の3羽にとどまっている。

今後も継続して捕獲に取り組むこととし，捕獲計画は50羽とする。

⑧ アナグマ

被害域は拡大傾向にあり，捕獲実績は令和2年度52頭，令和3年度40頭，令和4年度58頭となっている。

今後も生息数の増加が予想され，継続して捕獲に取り組む必要があることから，捕獲計画は100頭とする。

⑨ シカ

現在、被害は発生していないが、町内で目撃情報がある。

今後、町内でシカが増加した場合、被害の発生が懸念されることから、捕獲に取り組むこととし、捕獲計画は30頭とする。

⑩ ドバト

町内全域に生息しており、フンによる生活環境被害の報告がある。今後、捕獲に取り組む必要があることから捕獲計画は50羽とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	300	300	300
サル	20	20	20
タヌキ	300	300	300
カラス	300	300	300
スズメ	100	100	100
ヒヨドリ	300	300	300
カモ	50	50	50
アナグマ	100	100	100
シカ	30	30	30
ドバト	50	50	50

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

・サルについては銃、イノシシ、タヌキ、アナグマについては銃及びワナにより、町内全域で、有害鳥獣捕獲を行う（サル以外は猟期を除く）。
・カラス、ヒヨドリ、スズメ、カモ、ドバトについては銃、シカについては銃及びワナにより、被害地域で被害発生時期を中心に有害鳥獣捕獲を行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

・町内に生息するサルは、過去の捕獲活動により捕獲従事者に対する戒心を高めている。そのため、ライフル銃以外での捕獲が困難となり長い射程と正確な射撃、高い捕獲能力を有するライフル銃での捕獲を行う。

・シカ及びイノシシについては、ワナ及びライフル銃以外の銃での捕獲を基本とするが、これらの方法による捕獲が困難な場合、緊急的な捕獲が必要な場合ライフル銃での捕獲を行う。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サル, イノシシ, タヌキ, アナグマ	電気柵の設置に伴う一部助成制度として、町単独の補助金を交付する。 電気柵 300m×2段	電気柵の設置に伴う一部助成制度として、町単独の補助金を交付する。 電気柵 300m×2段	電気柵の設置に伴う一部助成制度として、町単独の補助金を交付する。 電気柵 300m×2段

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	立小野地区 ワイヤーメッシュ 柵(4,500m) 見回り、草払い等 による管理	立小野地区 ワイヤーメッシュ 柵(4,500m) 見回り、草払い等 による管理	立小野地区 ワイヤーメッシュ 柵(4,500m) 見回り、草払い等 による管理

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ, サル, タヌキ, カラス, スズメ, ヒヨドリ, カモ, アナグマ, シカ, ドバト	大崎町鳥獣被害防止・捕獲対策協議会を中心とした、研修会・指導・助言等により放任果樹の剪定方法・除去、適切な電気柵の設置方法・管理等周知し、集落ぐるみでの鳥獣被害対策に対する意識向上を図る。
令和7年度	イノシシ, サル, タヌキ, カラス, スズメ, ヒヨドリ, カモ, アナグマ, シカ, ドバト	大崎町鳥獣被害防止・捕獲対策協議会を中心とした、研修会・指導・助言等により放任果樹の剪定方法・除去、適切な電気柵の設置方法・管理等周知し、集落ぐるみでの鳥獣被害対策に対する意識向上を図る。
令和8年度	イノシシ, サル, タヌキ, カラス, スズメ, ヒヨドリ, カモ, アナグマ, シカ, ドバト	大崎町鳥獣被害防止・捕獲対策協議会を中心とした、研修会・指導・助言等により放任果樹の剪定方法・除去、適切な電気柵の設置方法・管理等周知し、集落ぐるみでの鳥獣被害対策に対する意識向上を図る。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

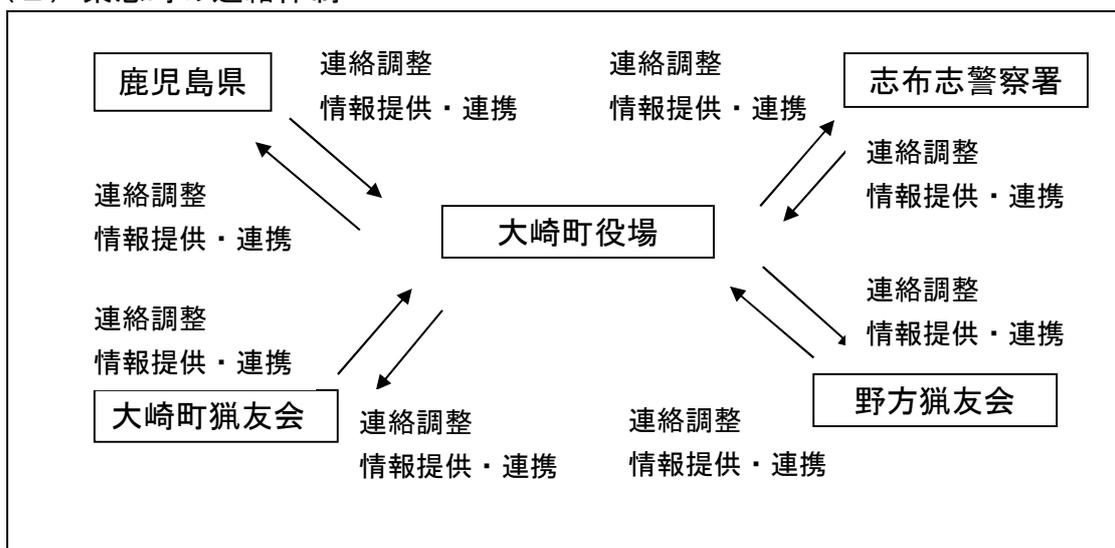
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大崎町役場	関係機関等との連絡調整及び情報の提供等、必要な支援を行う。
鹿児島県	関係機関等との連絡調整及び情報の提供等、必要な支援を行う。
志布志警察署	関係機関等との連絡調整及び情報の提供等、必要な支援を行う。
大崎町猟友会	対象鳥獣の捕獲等を実施する。
野方猟友会	対象鳥獣の捕獲等を実施する。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

サル、カラス、タヌキ、スズメ、アナグマ、ドバトについては、捕獲現場において埋設処分を行い、イノシシ、シカ、ヒヨドリ、カモについては、自家消費及び埋設処分とする。

なお、捕獲者の負担軽減及び捕獲頭数の増加を図るため、焼却・食肉加工施設等の設置について、地域関係者で検討する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

予定なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大崎町鳥獣被害防止・捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
大崎町農林振興課	鳥獣被害対策事業の実施・検討 被害防止対策等の情報提供・指導助言
そお鹿児島農協	鳥獣被害関係等意見集約及び支援活動
大隅地域振興局農林水産部 林務水産課	被害防止対策等の情報提供・指導助言
志布志警察署	安全な被害対策の推進・指導
大隅森林管理署	国有林における有害鳥獣関連情報の提供

曾於地区森林組合	町有林における有害鳥獣関連情報の提供
野方猟友会	有害鳥獣の捕獲，巡視活動の実施
大崎町猟友会	有害鳥獣の捕獲，巡視活動の実施
鹿屋大崎ソーラーヒルズ	有害鳥獣の捕獲，巡視活動の実施

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
九州農政局農村振興部 農村環境課	被害防止対策等の情報提供・助言指導
鹿児島県環境林務部 自然保護課野生生物係	安全な被害防止対策等の推進・助言指導 鳥獣の生態等の情報提供・助言指導
鹿児島県農政部農村振興課 中山間鳥獣害対策係	被害防止対策等の情報提供・助言指導

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日：平成29年3月1日
構成：町職員23人（うち狩猟免許保持者5人）民間隊員0人 （令和5年度）
活動内容：捕獲活動，追い払い活動，被害調査，技術指導，広報・啓発

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

出没情報を地域で共有し、集落ぐるみで追い払い活動を実施する。 また、大崎町有害鳥獣捕獲対策協議会は、集落に対し、野生鳥獣が住みにくい環境整備に取り組む体制づくりを推進する。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止対策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

大崎町鳥獣被害防止・捕獲対策協議会が中心となって関係機関と連携を図りつつ、情報交換会、現地指導、鳥獣生息等調査等を実施し、被害防止施策の推進に努めていく。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成20年度(1期)	—
平成24年度(2期)	—
平成27年度(3期)	—
平成29年度(4期)	—
令和2年度(5期)	令和3年4月1日
令和5年度(6期)	令和6年4月1日(予定)